

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年8月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 バロー上越寺店
所在地 上越市寺157番地2 外
設置者 株式会社バローホールディングス
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) バロー上越寺店
(変更後) バロー上越寺店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社バロー他1者
(変更後) 株式会社バロー
- 3 変更年月日
平成28年7月11日
- 4 変更の理由
店舗の名称が正式に決定するとともに、小売業を行う者に変更が生じた為。
- 5 届出年月日
平成28年7月28日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成28年8月12日から平成28年12月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp